平成２２年（フ）第１４７９号
埼玉県上尾市大字原市3233番地75
債務者　大山　　潔
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保村康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月18日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８０号
埼玉県上尾市大字原市3233番地75
債務者　大山　順子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保村康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月18日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２６６３号
愛知県春日井市藤山台２番地３　203号棟204号室
債務者　土屋ゑみ子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　美代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４８５号
大阪府柏原市国分東条町13番33号
債務者　桝田　善博
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月17日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２９４号
埼玉県戸田市大字新曽38番地　大和コーポＢ―202号室
債務者　斎藤　栄作
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２６７３号
横浜市南区南太田１丁目46番５―703号
債務者　竹田海鳳こと　姜　　海鳳
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　正規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６３３７号
大阪府茨木市東太田３丁目５番Ａ―108号
債務者　福士　美樹
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３６８号
大阪府豊中市曽根西町３丁目16番７号
債務者　宮原　廣文
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５５９号
大阪市住吉区浅香２丁目２番44号
債務者　清田　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６０８号
大阪市城東区永田３丁目６―29　布亀マンション405、住民票上の住所大阪市城東区東中浜８丁目７番９―403号
債務者　新井　秀成
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６２４号
大阪府東大阪市長堂１丁目10―20、住民票上の住所奈良県香芝市良福寺178番地の13
債務者　廣井　基二
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６５３号
大阪府茨木市下中条町13番６号
債務者　河江　　崇
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８４５号
大阪府大東市灰塚２丁目６番３号
債務者　光山　正美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０９７号
大阪府豊中市穂積２丁目14番14号
債務者　江見　　泉
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１１０号
大阪府枚方市宮之阪５丁目17番４号
債務者　水野さつき
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１４７号
大阪市大正区三軒家西２丁目19番２号
債務者　岩間　初司
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１６９号
大阪府東大阪市豊浦町３番29―506号
債務者　谷山　貞子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部